

川口市産品公共工事活用促進制度

～資材・部材の製造業者様は、ぜひご登録ください～

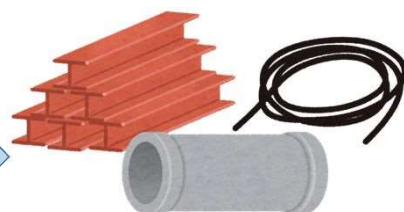
川口市では、公共工事において市産品の使用を促進しています。
市内で建設資材等を製造している企業を掲載した「市産品企業・製品リスト」を作成し、公共工事受注企業にそのリストを提供しています。

貴社をリストに掲載して受注のきっかけをつくりませんか？

生コン 骨材 鋼材
厨房機器 造園緑化材 など

✓ **登録は無料で行えます！**

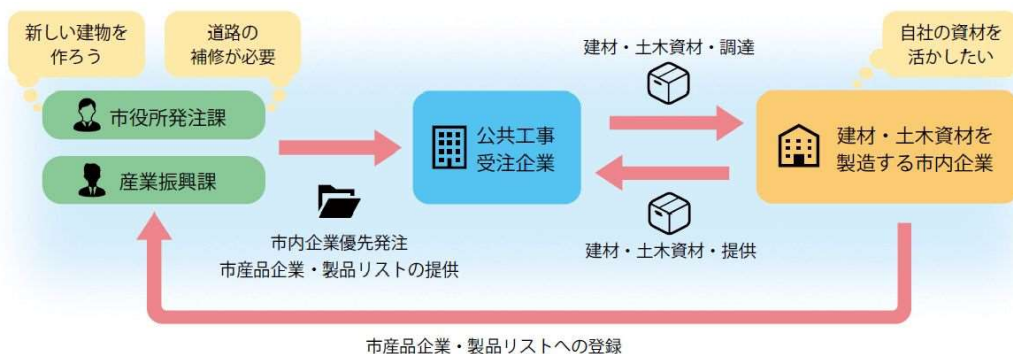
※リストに登載されたことが、発注を約束するものではありません。



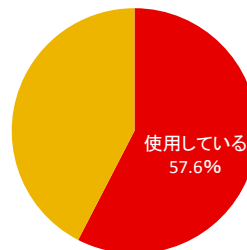
◎市産品企業・製品リストに掲載するメリット

✓ **今まで取引のなかった企業に自社を知ってもらえる！**

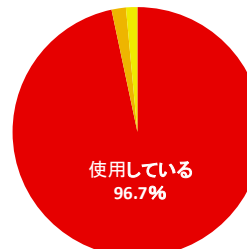
公共工事受注企業は「市産品企業・製品リスト」をみて資材の調達を検討します。
どの資材を市内のどこの企業が扱っているか、一目でわかるため、新規の受注が生まれる可能性があります。



市の公共工事の約58%は市産品が使用されています。



また、公共工事受注業者の約97%はリストを活用しています。



(令和元年度アンケート結果より)

◆登録の申請は産業振興課へ◆

川口市産業振興課工業振興係
TEL : 048-259-9019(直通) FAX : 048-258-1161
Mail : 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp



ご登録の要件や申請の方法の詳細は裏面をご覧ください



登録できる企業

次に規定する「市産品」を製造・生産する製造業、緑化産業とします。

市産品の定義

- (1) 本店または本社（以下、「本店等」という。）が川口市内に所在し、その企業の直営工場または圃場（以下、「直営工場等」という。）で製造（生産）されたもの。
- (2) 本店等が川口市外に所在し、川口市内に所在する直営工場等で製造（生産）されたもの。
- (3) その他、本市に所在する産業支援機関又は川口市中小企業振興条例第2条第2号に規定する中小企業団体に所属する企業において製造（生産）されたもの。ただし、建材に関しては、販売されたものを含む。

登録申請の方法

申請は簡単！

次の書類を、下記の担当あて提出してください。なお、不明な点などがございましたらご連絡ください。

- (1) 川口市公共工事活用促進制度登録申請書
 - (2) 【別紙】製造資材分類表
 - (3) 本店等及び直営工場等の所在が確認できる資料
 - (4) 製造している製品及び規格等について確認できる資料（カタログ等）
- ※ (1) (2) の書類については市のHPからダウンロードできますのでご利用ください。

【URL】<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/030/sinaikeizai/5655.html>
(または「川口 公共工事」で検索)



提出・問い合わせ先

〒332-8601 川口市青木2-1-1
川口市産業振興課工業振興係
TEL : 048-259-9019(直通) FAX : 048-258-1161
Mail : 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp